

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第9条第4項
処 分 の 概 要	許可証の書換え
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第5条第1項（許可の申請）、第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第22条において準用する第17条（許可証の書換え手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	14日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	